

〔平成 29 年 1 月 27 日〕
〔総 務 省〕

説 明 資 料

〔平成 29 年度税制改正等について（地方税）〕

平成 29 年 1 月 27 日（金）

総 務 省

平成 29 年度地方税制改正(案)について

平成 29 年度税制改正の大綱(平成 28 年 12 月 22 日閣議決定)のうち、地方税の概要は以下のとおり。

総務省

1 個人所得課税改革

◎ 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(平成 31 年度分個人住民税～)

- 就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。

配偶者特別控除の 控除額	配偶者の所得制限	
	現行	改正案
33 万円	合計所得金額 45 万円未満(給与収入 110 万円)	合計所得金額 90 万円以下(給与収入 155 万円)
⋮ 配偶者の所得に応じて控除額が減額(所得税と同じ)		
適用なし	合計所得金額 76 万円以上(給与収入 141 万円)	合計所得金額 123 万円超(給与収入 201 万円)

- 合計所得金額 900 万円(給与収入 1,120 万円)超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、控除額が逡減・消失する仕組みを設ける。

- ・合計所得金額 900 万円超 950 万円以下(給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下) 控除額の 2/3
- ・合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下(給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下) 控除額の 1/3
- ・合計所得金額 1,000 万円超(給与収入 1,220 万円超) 適用なし

- 今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる平成 31 年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

2 車体課税

◎ 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し

- 対象範囲を平成 32 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で 2 年間延長。〔別紙参照〕

◎ 自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)の見直し

- 重点化を行った上で 2 年間延長。〔別紙参照〕

3 固定資産税等

◎ 地域の中小企業による設備投資の支援

- 平成 28 年度税制改正において 3 年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加。

◎ 居住用超高層建築物に係る課税の見直し

- 居住用超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）に係る固定資産税及び不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直し。

※ 平成 30 年度から新たに課税されることとなるもの（平成 29 年 4 月 1 日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。）について適用。

4 地方消費税

◎ 清算基準の見直し

- 平成 26 年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売を除外。
- 併せて、清算基準に用いる人口と従業者数の割合を 17.5%（現行 15%）、7.5%（現行 10%）に変更。

5 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

◎ 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う税源移譲（平成 30 年度分個人住民税～）

- 指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率について、道府県民税は 2%（現行 4%）、市民税は 8%（現行 6%）とする。

※ 分離課税（退職所得の分離課税を除く。）に係る税率や税額控除の割合等も、原則として、上記税率の割合に合わせて改める。

※ 税率が変更されるまでの経過措置として、平成 29 年度の収入となる個人住民税所得割のうち税率 2%相当分等を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

※ 退職所得の分離課税に係る所得割については、当分の間、税率変更をせず、退職所得に係る税率 2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

6 主な税負担軽減措置等

◎ 固定資産税等の特例措置

- 保育の受け皿整備の促進のため、以下の措置を講ずる。
 - ・企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設。(固定資産税、都市計画税、事業所税)
 - ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(定員5人以下)に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入。(固定資産税、都市計画税、不動産取得税)
- 緑地管理機構が設置・管理する一定の市民公開緑地(仮称)の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を創設。(固定資産税、都市計画税)
- JR二島会社(JR北海道、四国)の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置(いわゆる二島特例)並びにJR二島会社及びJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置(いわゆる承継特例)を5年延長。(固定資産税、都市計画税)
- 小規模不動産特定共同事業(仮称)等において取得した一定の不動産に係る課税標準の特例措置を創設。(不動産取得税)
- Jリートに係る課税標準の特例措置について、対象施設にヘルスケア施設を追加した上、2年延長。(不動産取得税)

7 災害に関する税制上の措置の常設化

- 被災代替家屋・償却資産に係る課税標準の特例措置を創設。(固定資産税、都市計画税)
- 被災住宅用地に係る特例措置について、被災市街地復興推進地域においては被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を2年度分から4年度分に拡充。(固定資産税、都市計画税)

8 その他

◎ 地方税犯則調査手続の見直し

- 経済活動のICT化・多様化等に対応し、国税犯則調査手続の見直しと同様の規定の整備を図る。
 - ※ 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法、強制調査の夜間執行制限の緩和 など

◎ 航空機燃料譲与税

- 航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる措置の適用期限を3年延長。

① 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し

乗用車

〔現行〕(H27. 4. 1～H29. 3. 31)

〔改正案〕(H29. 4. 1～H31. 3. 31)

区分	軽減率	区分	H29年度 軽減率	H30年度 軽減率
電気自動車等	非課税	電気自動車等	非課税	非課税
2020年度燃費基準 +20%達成		2020年度燃費基準 +40%達成		
2020年度燃費基準 +10%達成	80% 軽減	2020年度燃費基準 +30%達成	80% 軽減	
2020年度燃費基準 達成	60% 軽減	2020年度燃費基準 +20%達成	60% 軽減	60% 軽減
2015年度燃費基準 +10%達成	40% 軽減	2020年度燃費基準 +10%達成	40% 軽減	40% 軽減
2015年度燃費基準 +5%達成	20% 軽減	2020年度燃費基準 達成	20% 軽減	20% 軽減
		2015年度燃費基準 +10%達成	20% 軽減	

トラック・バス

【重量車】車両総重量 3.5t 超

〔現行〕(H27. 4. 1～H29. 3. 31)

〔改正案〕(H29. 4. 1～H31. 3. 31)

区分	排出ガス要件		軽減率	区分	軽減率
	ポスト新長期規制 NOx・PM+10%低減 又は H28 規制適合*	ポスト新長期 規制適合			
電気自動車等			非課税	電気自動車等	非課税
ディーゼルハイブリッド車	2015年度燃費基準 +15%達成	—	非課税	2015年度燃費基準 +15%達成	非課税
	2015年度燃費基準 +10%達成	2015年度燃費基準 +15%達成	80% 軽減	2015年度燃費基準 +10%達成	75% 軽減
	2015年度燃費基準 +5%達成	2015年度燃費基準 +10%達成	60% 軽減	2015年度燃費基準 +5%達成	50% 軽減
	2015年度燃費基準 達成	2015年度燃費基準 +5%達成	40% 軽減	2015年度燃費基準 達成	25% 軽減

【中量車】【軽量車】 *H28 規制適合車は 7.5t 超のものに限る。

重量車と同様の考え方に基づき、排出ガス・燃費(2015年度燃費基準)の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて、税率を軽減。

② 自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)の見直し

自動車税

〔現行〕(H28. 4. 1～H29. 3. 31 取得分)

〔改正案〕(H29. 4. 1～H31. 3. 31 取得分)

区分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+10%達成	
2015年度燃費基準+20%達成	50%軽減

区分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+30%達成	
2020年度燃費基準+10%達成	50%軽減

軽自動車税

〔現行〕(H28. 4. 1～H29. 3. 31 取得分)

〔改正案〕(H29. 4. 1～H31. 3. 31 取得分)

区分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+20%達成	50%軽減
2020年度燃費基準達成	25%軽減

区分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+30%達成	50%軽減
2020年度燃費基準+10%達成	25%軽減

注1)「電気自動車等」とは、電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル乗用車(軽自動車税においては、電気自動車・天然ガス自動車)をいう。

注2)電気自動車等を除くガソリン車・ハイブリッド車・LPG車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車(★★★)又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限る。

個人所得課稅改革

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

わが国の経済社会は近年において著しい構造変化を遂げている。個人所得課税についても、経済社会の構造変化を踏まえた改革を行っていく必要があるが、平成29年度税制改正においては、喫緊の課題への対応として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。その上で、今後数年をかけて、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題に取り組んでいくこととする。

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するためには、税制、社会保障制度、企業の配偶者手当制度などの面で総合的な取組みを進める必要がある。

（略）

他方で、配偶者が就業時間を調整することによって、納税者本人に配偶者控除が適用される103万円以内にパート収入を抑える傾向があると指摘されている（いわゆる「103万円の壁」）。これについては、配偶者特別控除の導入によって、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、税制上、いわゆる「103万円の壁」は解消している。それにもかかわらず収入を抑える傾向が生じる要因として、「103万円」という水準が企業の配偶者手当制度等の支給基準に援用されていることや、いわゆる「103万円の壁」が心理的な壁として作用していることが指摘されている。生産年齢人口が減少を続け人手不足と感じている企業が多い中、パート収入を一定の範囲内に抑えるために就業時間を抑える傾向は、最低賃金が引き上げられていくにつれ、更に強まるのではないかとということが懸念される。

このような就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、所得税・個人住民税における現行の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。具体的には、所得税の場合、配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円（給与所得のみの場合、給与収入150万円）に引き上げるとともに、現行制度と同様に、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。この給与収入150万円という水準は、安倍内閣が目指している最低賃金の全国加重平均額である1,000円の時給で1日6時間、週5日勤務した場合の年収（144万円）を上回るものである。

こうした見直しは、働きたい人が就業調整を行うことを意識しないで働くことのできる環境づくりに寄与するものであり、また、人手不足の解消を通じて日本経済の成長にも資することが期待される。

同時に、配偶者控除・配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、これらの控除が適用される納税者本人の合計所得金額に所得制限を設けることとし、国・地方を通じた税込中立を確保する。こうした所得制限は、後述する所得再分配機能の回復に資するものであるが、その際、所得に応じた税負担の差をなだらかにする観点から、所得控除額を所得に応じて逡減・消失させていく仕組みとする。今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

（略）

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

(2) 今後の個人所得課税改革の方向性

上記の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しは、個人所得課税改革の第一弾であり、今後も改革を継続していく。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいことから、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正において控除方式のあり方について検討を進める。具体的には、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」の導入のほか、現行の「所得控除方式」を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が逡減・消失する仕組みの導入が考えられる。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が様々な面で多様化している。現在の個人所得課税は、所得の種類に応じた負担調整の仕組みを採用しているが、人的な事情に配慮を行いつつ、ライフスタイルに合わせて多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。こうした観点から、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方を全体として見直すことを検討していく。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、比例税率となっているため、控除方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに留意する必要がある。

これらの改革に当たっては、個人所得課税の税制全体における位置づけや負担構造のあるべき姿について検討する必要がある、丁寧に進めていくこととする。

人的控除の種類及び概要

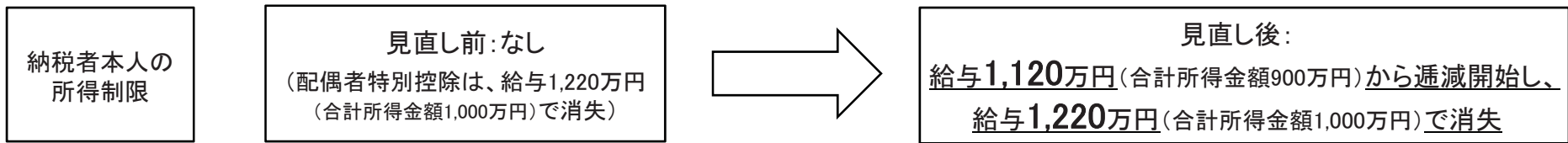
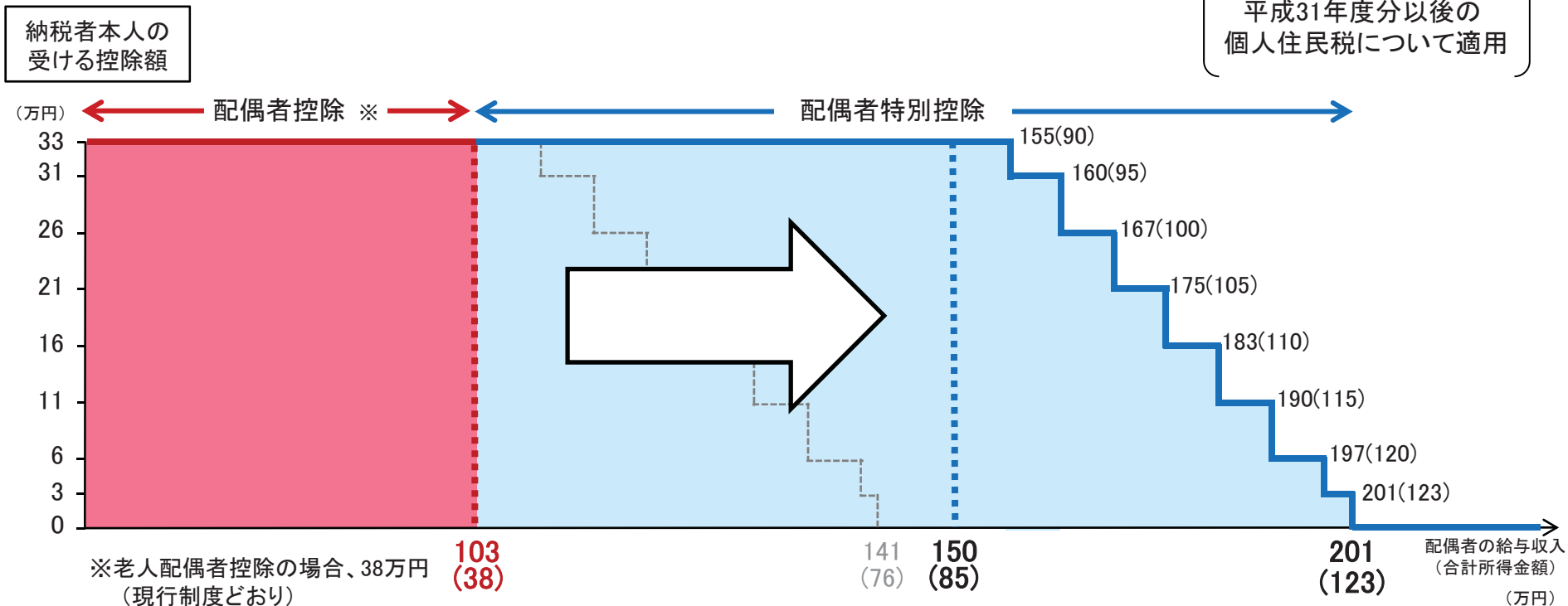
○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

	創設年 (個人住民税)	対 象 者	控除額		本人の所得要件	
			【現行(平成28年度)】	(参考) 所得税(平成27年)		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円	—
	配偶者控除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者			—
	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	33万円	38万円	—
	老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	38万円	48万円	—
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	年間所得1,000万円以下
	扶養控除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者			—
	一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	33万円	38万円	—
	特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	—
	老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	—
	(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+7万円	+10万円	—
特 別 な	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	53万円	75万円	—
人 的 控 除	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	+8万円	年間所得500万円以下
除	寡夫控除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	26万円	27万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて（案）

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）

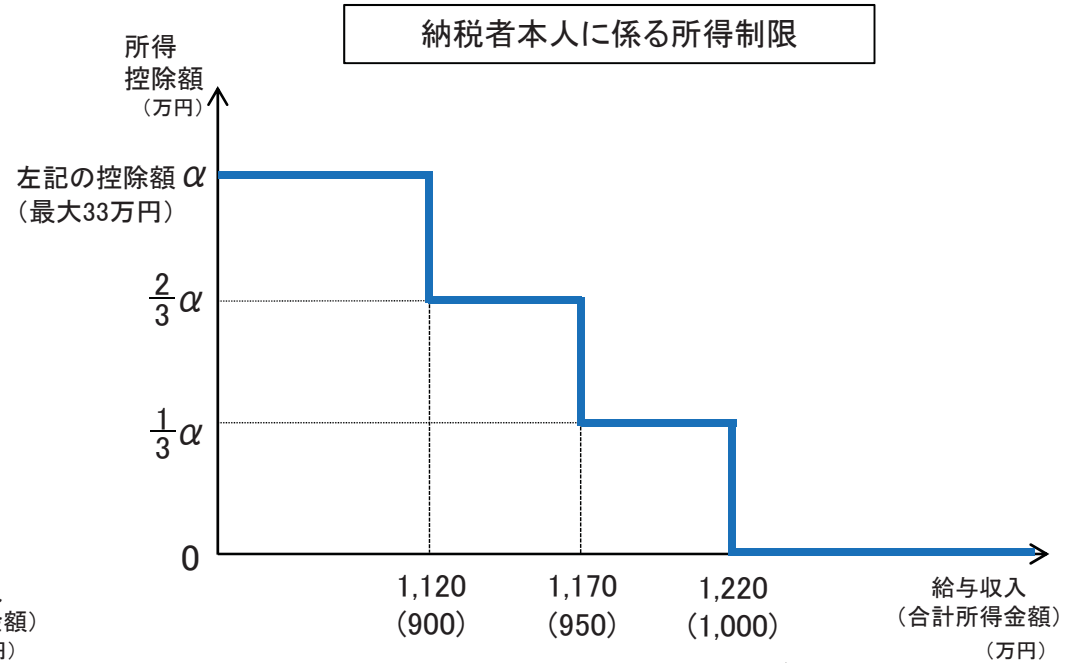
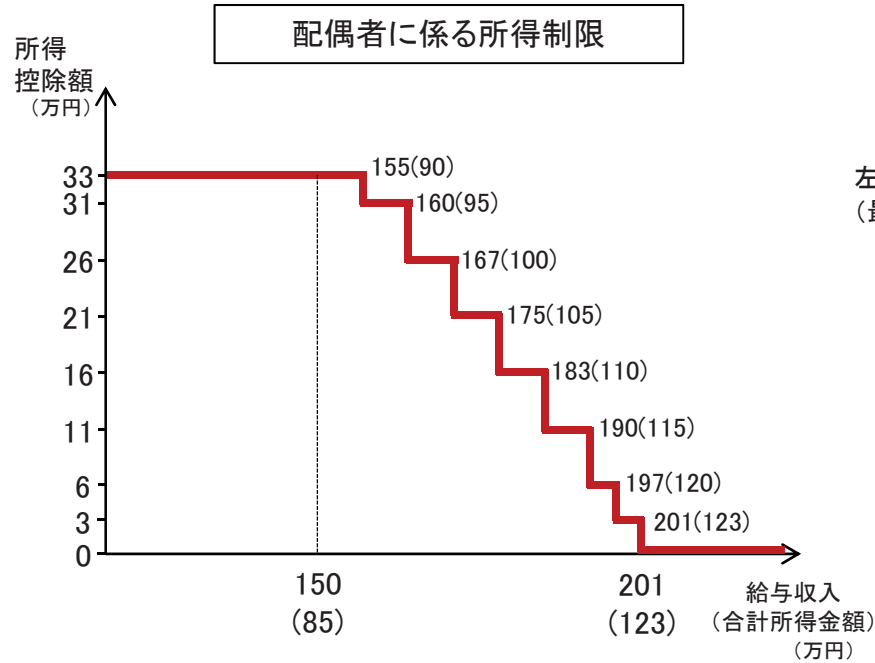
（平成31年度分以後の個人住民税について適用）



（注）納税者本人の給与収入（合計所得金額）が1,120万円（900万円）超1,220万円（1,000万円）以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が1,120万円（900万円）以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①1,120～1,170万円（900～950万円）の場合には、その控除額の2/3、②1,170～1,220万円（950～1,000万円）の場合には、その控除額の1/3とし、③1,220万円（1,000万円）を超える場合には消失することとする。（控除額は1万円未満切上げ）

○ 今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

控除額を納税者本人の所得に応じて 逦減・消失させていく仕組み（案）



※ 所得控除額は、1万円未満切上げ

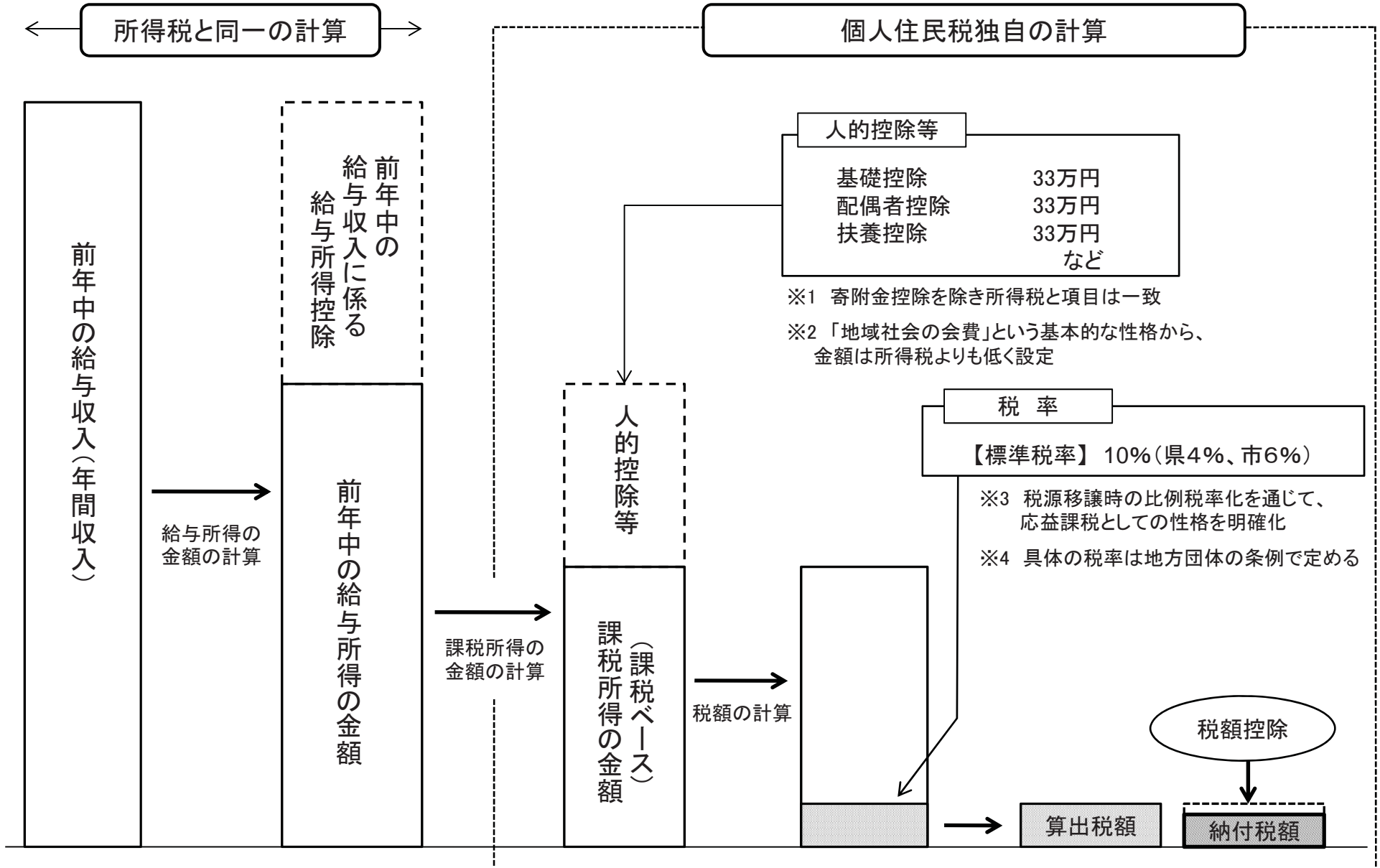
配偶者の給与収入(合計所得金額)

(単位:万円)

	配偶者控除※	配偶者特別控除										
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)	
納税者本人の給与収入 (合計所得金額)												
~1,120 (~900)	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	—	
~1,170 (~950)	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	—	
~1,220 (~1,000)	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	—	
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額38万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額26万円、③1,170~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額13万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

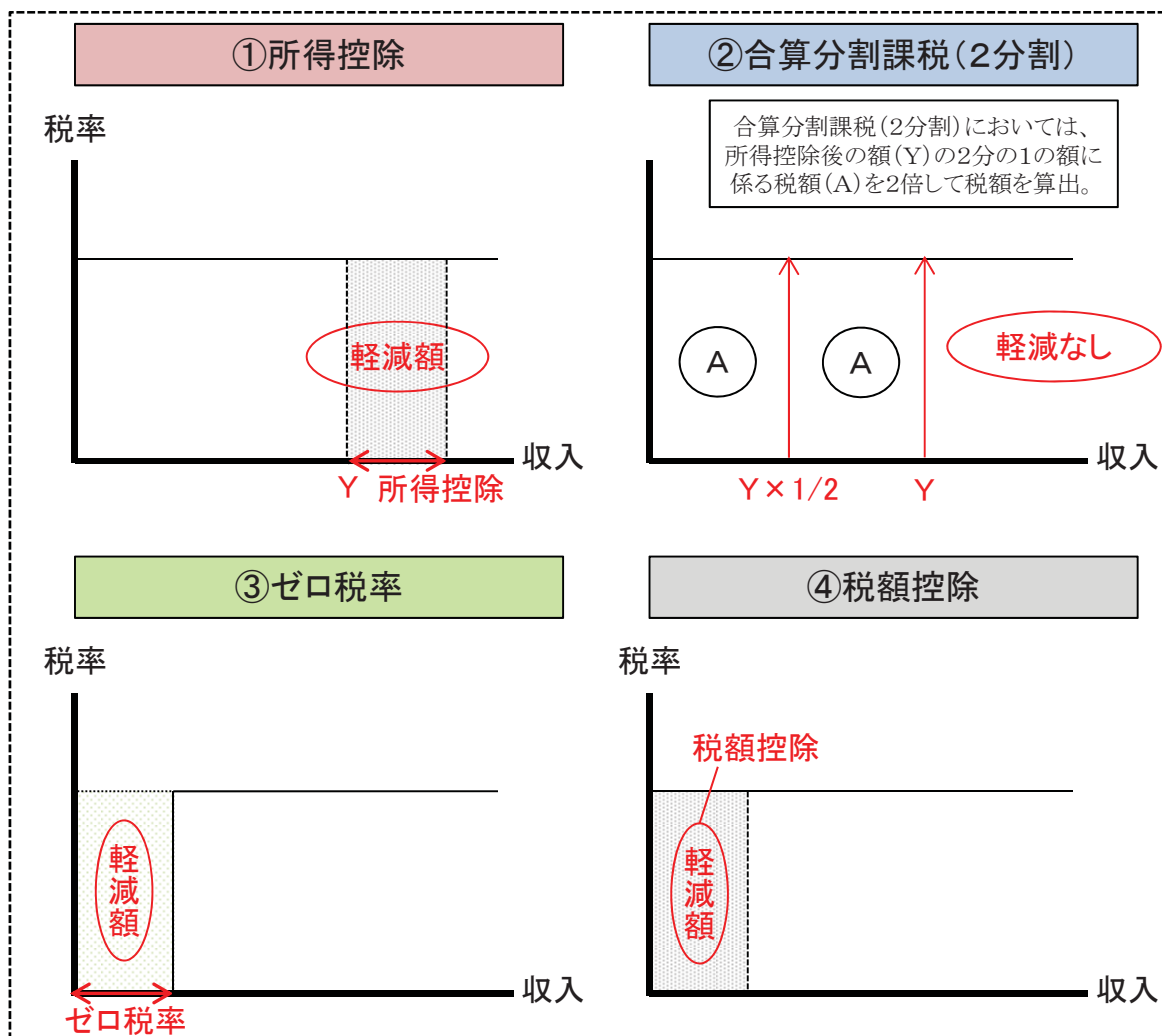
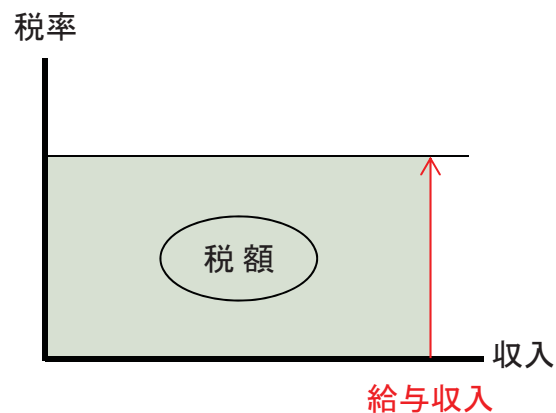
給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



所得課税（比例税率）における負担調整制度の効果（イメージ）

- 我が国における個人住民税は比例税率となっており、この比例税率における所得課税の場合は、負担調整効果の観点から見れば、①所得控除、③ゼロ税率、④税額控除については、いずれも同じ効果となる。また、②合算分割課税(2分割)については、そのこと自体による負担調整効果は生じない。

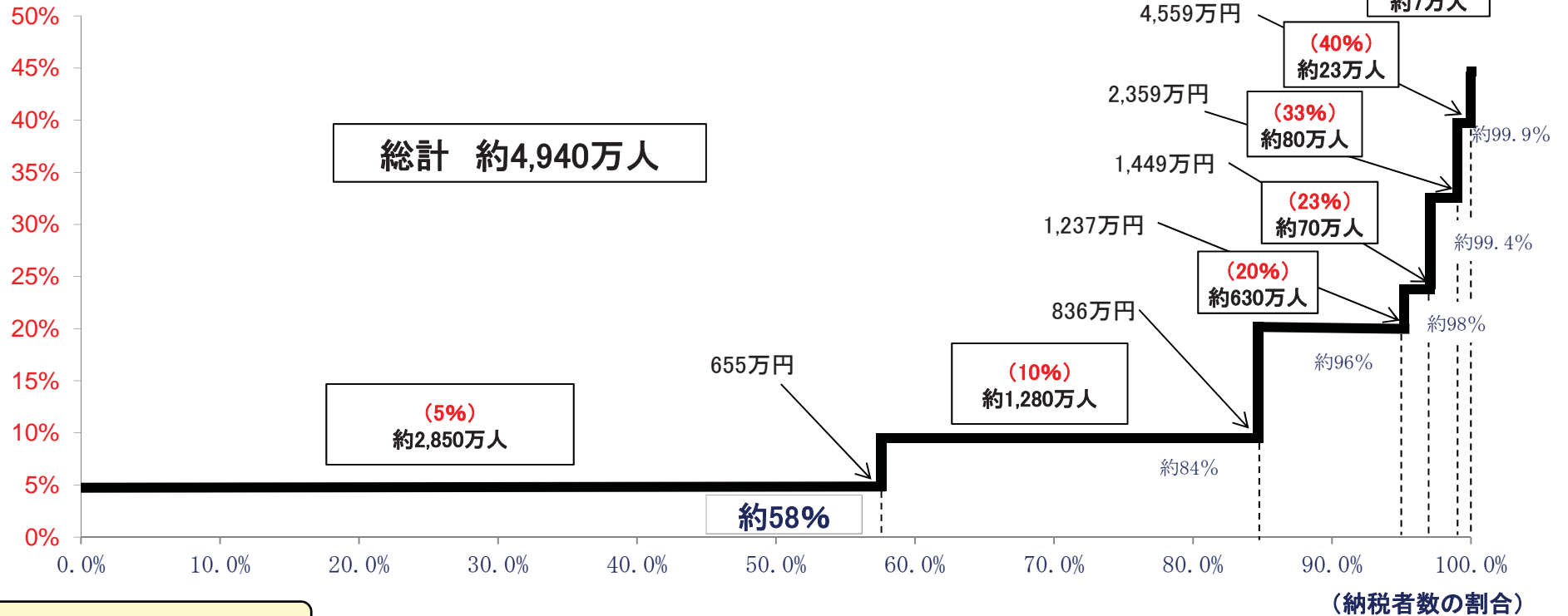
給与収入の額に税率をそのまま適用した場合



所得税と個人住民税の税率構造と納税者の分布

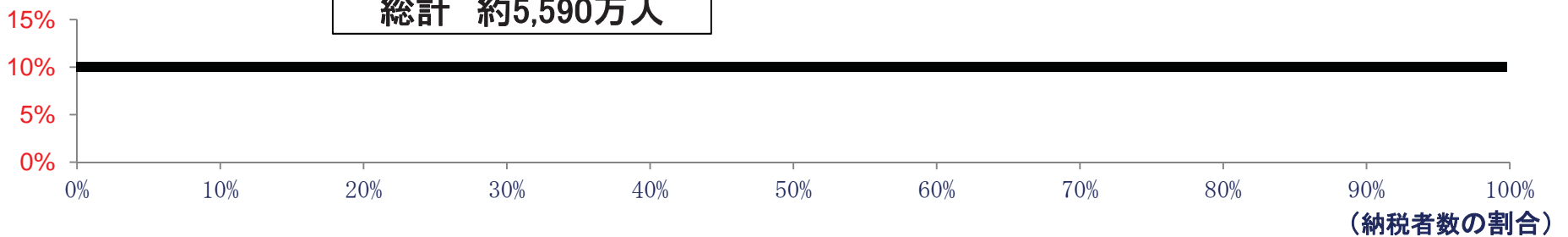
所得税

(限界税率)



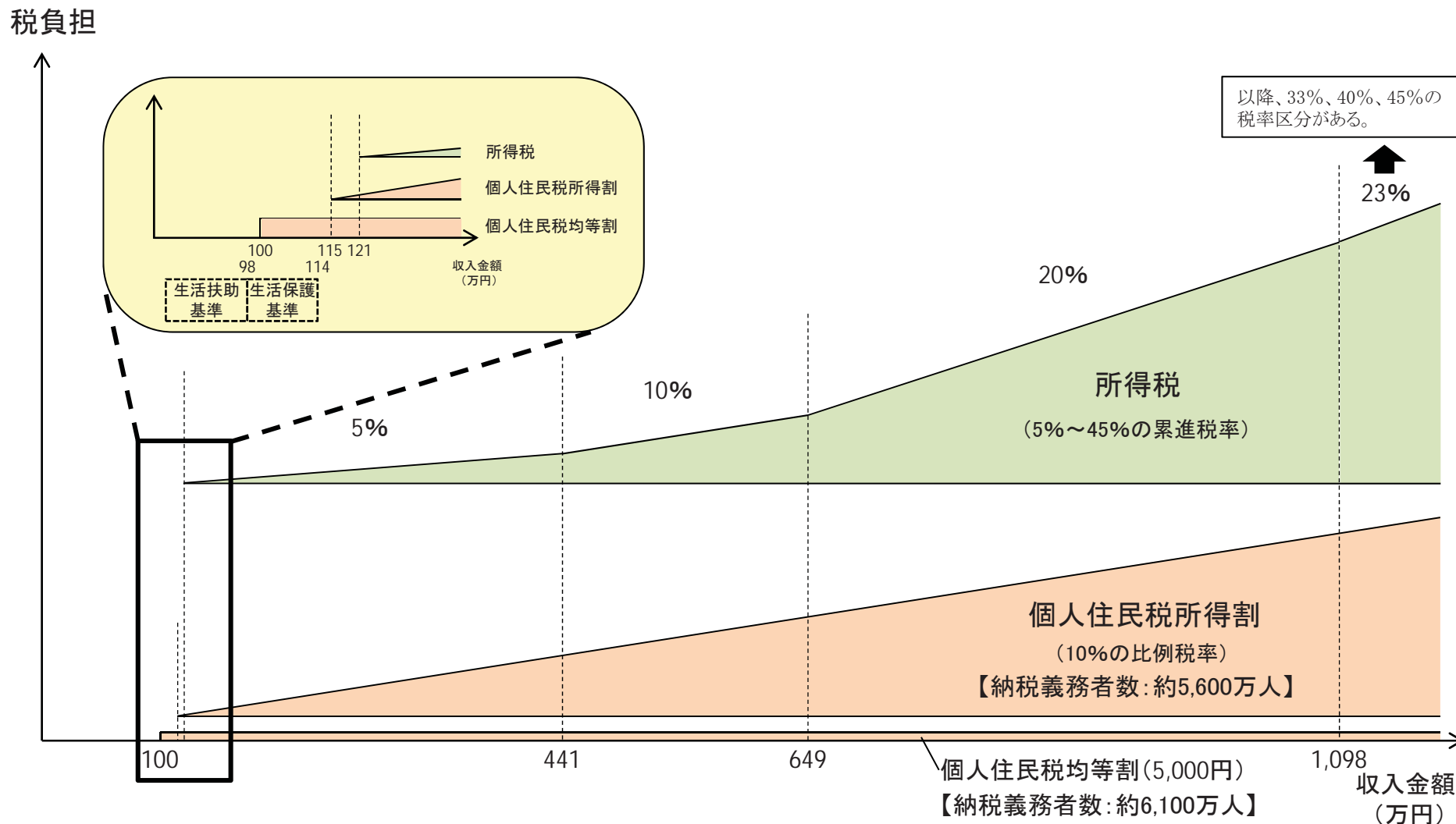
個人住民税(所得割)

(標準税率)



(注1) 所得税については、平成28年度予算ベースの推計値に、給与所得控除の上限額の引上げ(平成29年分以後:給与収入1,000万円で控除額220万円)を加味。
 (注2) 所得税における矢印の金額は、夫婦子2人(片働き)の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合の給与収入金額である。
 (注3) 個人住民税所得割の納税義務者数は、「平成27年度市町村税課税状況等の調」(総務省)による。

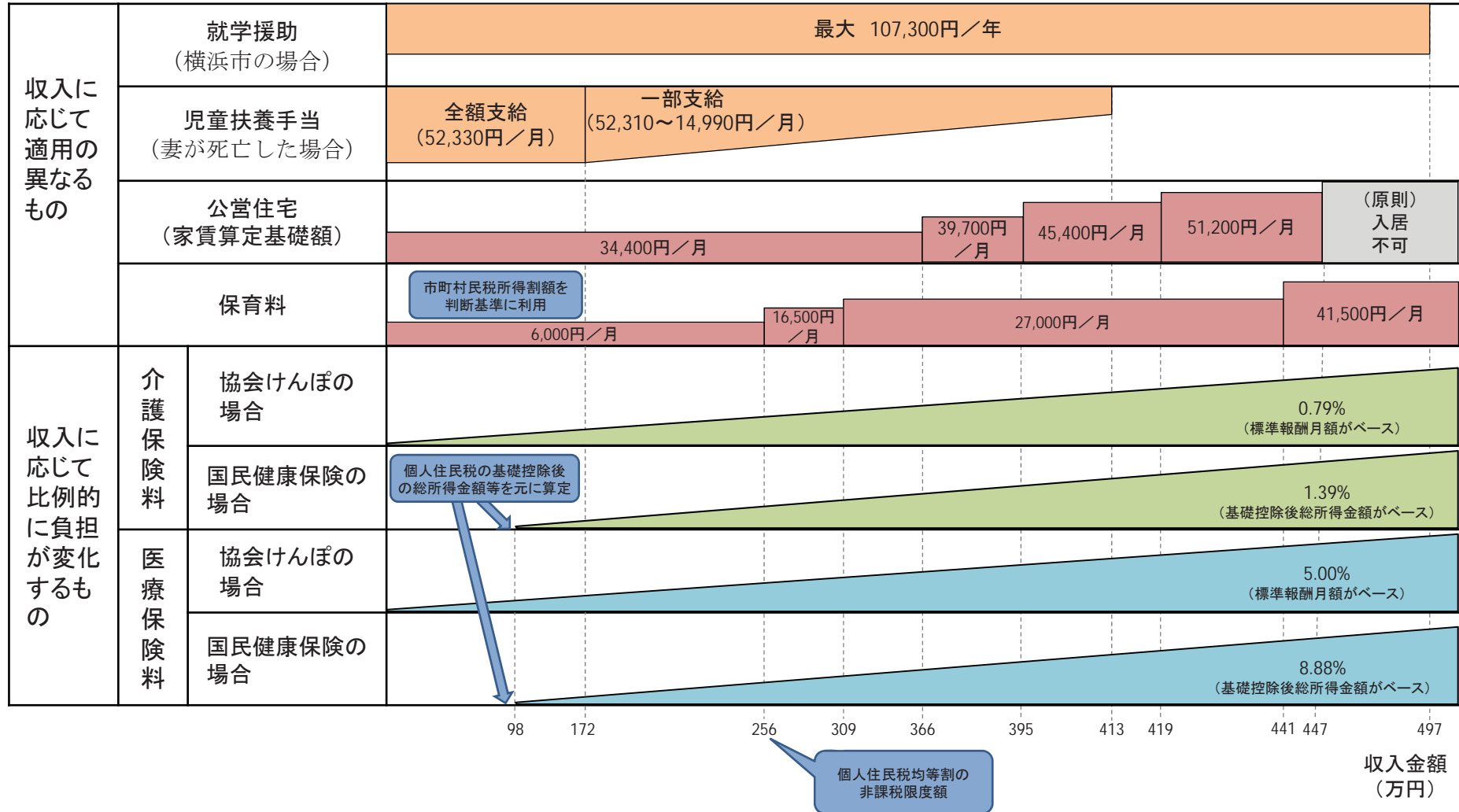
収入金額による所得税・個人住民税負担のあり方（給与所得者の場合のイメージ）



- (注1) 単身(給与所得者25歳)のケース。
- (注2) 生活扶助(保護)基準は、1級地-1,VI区の例。
- (注3) 生活保護を受けている者は、収入金額に関わらず個人住民税は非課税。
- (注4) 個人住民税均等割には、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)に基づく復興財源確保のための均等割の標準税率の引上げを含んでいる。
- (注5) この他、復興特別所得税がある。
- (注6) 納税義務者数は個人住民税、所得税ともに「平成27年度市町村税課税状況等の調」による。

所得情報（税情報）を活用している社会保障制度等

給与所得者のケースのイメージ



(注1) 給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース。

(注2) 平成28年8月時点ベースで作成。

(注3) 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合。また、生活保護世帯の場合は0円となる。

(注4) 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後期高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。このほか保険料(均等割)(介護分:14,700円/年, 医療分:46,200円/年)があり、低所得者対策として7/10、5/10、2/10の3段階の軽減措置がある。

車体課税

車体課税見直しのスケジュール

… H29改正において法制化するもの

… H28改正で法制化したもの
(消費税率引上げ時期の変更にあわせて、延期)

消費税率8%時
(H26.4)

(H27.4)

(H28.4)

(H29.4)

(H30.4)

(H31.4)

消費税率10%時
(H31.10)

自動車取得税

税率引下げ

・登録車: 5%→3% ・軽自動車、営業用車: 3%→2%(当分の間)

エコカー減税の拡充

エコカー減税の見直し

・燃費基準の置換えと対象範囲の見直し

エコカー減税の見直し

・対象範囲の見直しを行った上で2年延長

廃止

自動車税

グリーン化特例の見直し

(軽課) 基準切替と重点化
(重課) 経年車重課の強化
・概ね10%重課
→ バス・トラックを除き概ね15%重課

グリーン化特例の見直し

(軽課) 基準切替と重点化
(重課) 現行措置の1年延長

グリーン化特例の見直し

(軽課) 重点化した上で2年延長
(重課) 現行措置の2年延長

環境性能割の導入(※)

軽自動車税

グリーン化特例(軽課)の導入

・軽四輪車等について概ね25%~75%軽課

グリーン化特例(軽課)の1年延長

グリーン化特例(軽課)の見直し

・重点化した上で2年延長

環境性能割の導入(※)

経年車重課 ・軽四輪車等について概ね20%重課

税率引上げ

○軽四輪車等及び小型特殊自動車

・自家用乗用は1.5倍、その他の区分は約1.25倍に引上げ(軽四輪車等については平成27年度以降に新規取得される新車から適用)

○二輪車等

・約1.5倍に引上げ(最低2,000円)

※現行の自動車税、軽自動車税は、それぞれ自動車税種別割、軽自動車税種別割に名称変更

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

5 車体課税の見直し

一部の自動車メーカーが燃費性能を偽った今回の不正は、エコカー減税制度の根幹を揺るがす問題である。燃費不正対策を強化するため、道路運送車両法を改正するとともに、税制においても、燃費不正が生じた場合の納税義務者の特例等の措置を講ずる。

自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で2年間延長する。その実施に当たっては、段階的に基準を引き上げることとする。なお、自動車重量税については、ガソリン車への配慮等の観点から、時限的・特例的な措置を講ずる。

エコカー減税は、燃費水準の向上により、見直しを行わないと、政策インセンティブ機能が低下し、税収も減少していくという性質を有する。他方、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に、国・地方において多額の財源が必要となることが見込まれる。今後、適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、応益課税の原則、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。また、次のエコカー減税等の適用期限到来に向けて、クリーンディーゼル車について、普及の状況や政策的支援の必要性等を総合的に勘案して、エコカー減税制度等における扱いを引き続き検討し、結論を得る。

平成28年度末で期限切れを迎える自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、重点化を行った上で2年間延長する。また、環境性能割導入以後のグリーン化特例（軽課）については、平成26年度及び平成28年度与党税制改正大綱に沿って必要な検討を行い、平成31年度税制改正において具体的な結論を得る。

なお、消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

自動車取得税におけるエコカー減税の変遷

エコカー減税は、低炭素社会の実現のため、より燃費性能等の優れた自動車の普及を促進する観点から、燃費性能に応じて自動車取得税の税率の軽減措置を講じるもの。

乗用車 【平成21年度～23年度】

区 分		軽減率 (対象率)
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(★★★★)、クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)、ハイブリッド車(2010年度基準+25%)		非課税 (H21 9.9% H22 10.8% H23 15.1%)
ガソリン車	2010年度基準+25%	75%軽減 (H21 29.2% H22 39.5% H23 50.6%)
	2010年度基準+15%	50%軽減 (H21 26.0% H22 26.5% H23 16.3%)

対象率合計
H21 65.1%
H22 76.7%
H23 81.9%

【平成24年度～26年度】

区 分		【H24～25】 軽減率 (対象率)	【H26】 軽減率 (対象率)
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)		非課税 (H24 35.4% H25 53.7%)	非課税 (65.7%)
ハイブリッド車 ガソリン車	2015年度基準+20%		
	2015年度基準+10%	75%軽減 (H24 9.5% H25 10.1%)	80%軽減 (8.5%)
	2015年度基準達成	50%軽減 (H24 29.0% H25 18.6%)	60%軽減 (13.1%)

対象率合計
H24 73.9%
H25 82.5%
H26 87.3%

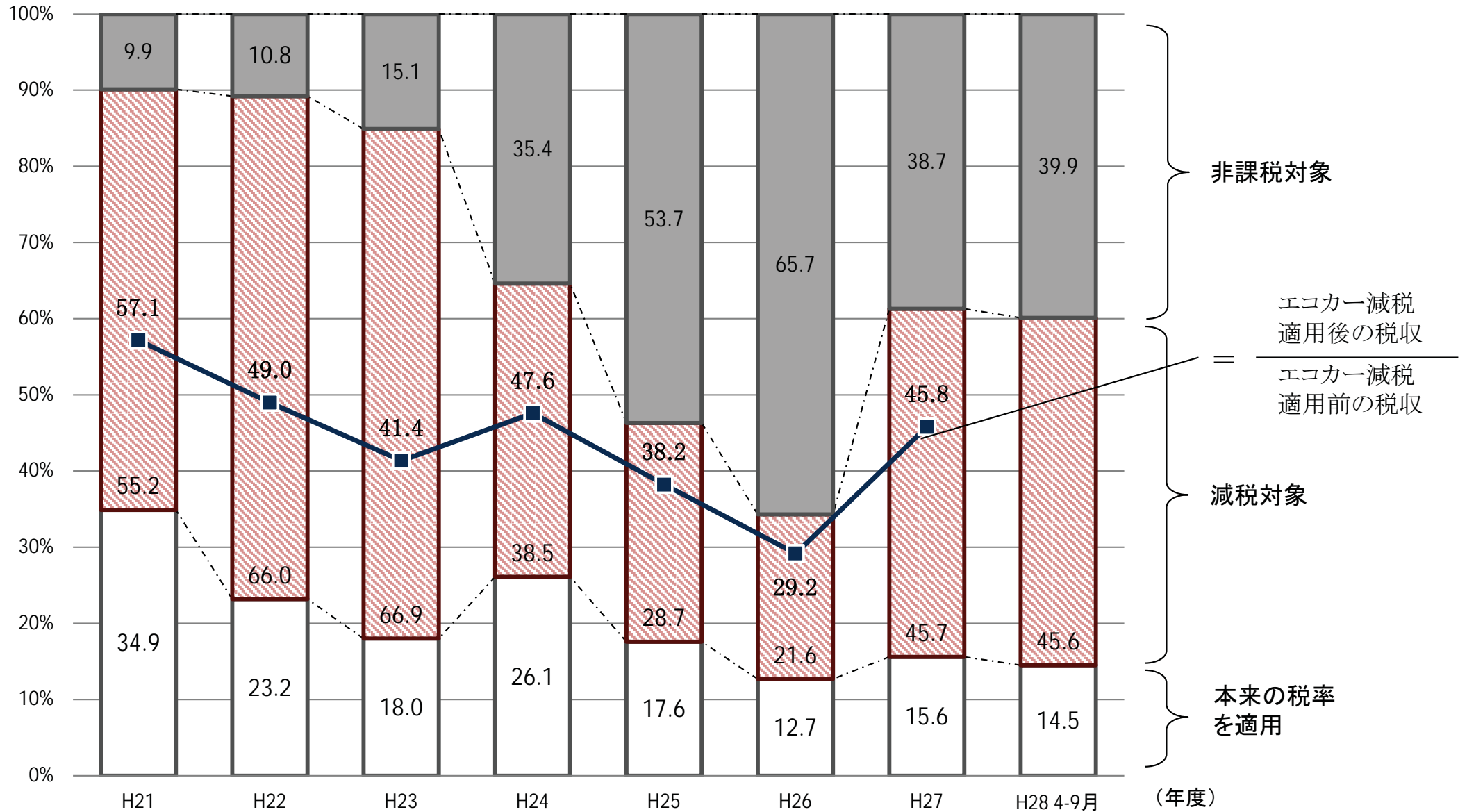
【平成27～28年度】

区 分		軽減率 (H27対象率※)
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)		非課税 (38.7%)
ハイブリッド車 ガソリン車	2020年度基準+20%	
	2020年度基準+10%	80%軽減 (10.1%)
	2020年度基準達成	60%軽減 (19.7%)
	2015年度基準+10%	40%軽減 (11.9%)
	2015年度基準+5%	20%軽減 (3.9%)

対象率合計※
H27 84.3%

- 注1 ガソリン車及びハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。
 2 ポスト新長期規制:ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制。
 3 対象率は自動車工業会「自動車重量税・自動車取得税の免税措置対象台数(販売)」をもとに作成(登録車及び軽自動車のみ)。
 4 上記表は、新車乗用車に係るエコカー減税の適用対象を示したもの。

エコカー減税対象率等の変遷



※エコカー減税対象率:新車乗用車に係るエコカー減税の適用台数の割合(平成21年度から平成26年度については(一社)日本自動車工業会HPをもとに、平成27年度及び平成28年度は国土交通省データ(新車新規登録・検査台数ベース・速報値)をもとに作成)

自動車取得税におけるエコカー減税の見直し(案)

乗用車

【 現行（平成27、28年度）】

区 分		軽減率
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車		非課税
ハイブリッド車 ガソリン車	2020年度基準+20%達成	80% 軽減
	2020年度基準+10%達成	
	2020年度基準達成	
	2015年度基準+10%達成	
	2015年度基準+5%達成	

※ガソリン車及びハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。



【 改正案（平成29、30年度）】

区 分		29年度 軽減率	30年度 軽減率		
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車		非課税	非課税		
ハイブリッド車 LPG車 ガソリン車	2020年度基準+40%達成				
	2020年度基準+30%達成			80% 軽減	
	2020年度基準+20%達成			60% 軽減	60% 軽減
	2020年度基準+10%達成			40% 軽減	40% 軽減
	2020年度基準達成			20% 軽減	20% 軽減
	2015年度基準+10%達成				

※ガソリン車、LPG車及びハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

重量車

: 車両総重量3.5t超のバス又はトラック

【 現行（平成27、28年度）】

区 分			軽減率
排出ガス要件		軽減率	
ポスト新長期規制NOx・PM+10% 低減又はH28規制適合*	ポスト新長期規制適合		
電気自動車、燃料電池車 プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車			非課税
ディーゼルハイブリッド車	2015年度基準 +15%達成	—	
	2015年度基準 +10%達成	2015年度基準 +15%達成	
	2015年度基準 +5%達成	2015年度基準 +10%達成	
	2015年度基準達成	2015年度基準 +5%達成	

【 改正案（平成29、30年度）】

区 分			軽減率
排出ガス要件		軽減率	
ポスト新長期規制NOx・PM+10% 低減又はH28規制適合			
電気自動車、燃料電池車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車			非課税
ディーゼルハイブリッド車	2015年度基準 +15%達成	—	
	2015年度基準 +10%達成	2015年度基準 +15%達成	
	2015年度基準 +5%達成	2015年度基準 +10%達成	
	2015年度基準達成	2015年度基準 +5%達成	



* H28規制適合車は7.5t超のものに限る。

中量車・軽量車

- 重量車と同様の考え方にに基づき、排出ガス・燃費（2015年度燃費基準）の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて、税率を軽減。

自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の変遷（H21年度～）

グリーン化特例(軽課)は、低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等の優れた自動車の普及を促進する観点から、新車に係る翌年度の自動車税・軽自動車税の税率を燃費性能に応じて軽減するもの。

		H21		H22	H23	H24	H25	H26	H27		H28	
自動車税	電気自動車等 2010年度基準 +25%達成	50% 軽減	電気自動車等 ※プラグイン ハイブリッド車追加	2010年度基準 +25%達成 (2015年度基準達成 と同レベル)	50% 軽減	電気自動車等 2015年度基準 +10%達成	50% 軽減	電気自動車等 ※クリーンディーゼル 乗用車追加	2015年度基準 +20%達成 かつ 2020年度基準達成	75% 軽減	電気自動車等 2020年度基準 +10%達成	75% 軽減
	2010年度基準 +15%達成	25% 軽減	/			2015年度基準 達成	25% 軽減	2015年度基準 +10%達成	50% 軽減	2015年度基準 +20%達成	50% 軽減	
軽自動車税	/								電気自動車 天然ガス車	75% 軽減	同左	
	/								2020年度基準 +20%達成	50% 軽減		
	/								2020年度基準 達成	25% 軽減		

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車(★★★★)に限る。

自動車税・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の見直し(案)

【 現 行 】

取得期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日
 軽課年度:平成29年度(取得の翌年度分のみ)

<自動車税>

区 分	軽減率
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル乗用車	75% 軽減
2020年度基準+10%達成	
2015年度基準+20%達成	50% 軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。

<軽自動車税>

区 分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減
2020年度基準+20%達成	50% 軽減
2020年度基準達成	25% 軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。

【 改正案 】

取得期間:平成29年4月1日～平成31年3月31日
 軽課年度:平成30年度、平成31年度(取得の翌年度分のみ)

区 分	軽減率
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル乗用車	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	
2020年度基準+10%達成	50% 軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

区 分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	50% 軽減
2020年度基準+10%達成	25% 軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

固定資産税等

地域の中小企業による設備投資の支援（案）

平成28年度税制改正において3年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（課税標準額を最初の3年間価格の1/2）についてはその期限の到来をもって終了するものとし、サービス産業等の賃金改善と生産性向上に向けて、残余の2年間に限り、地域・業種を限定した上で、その対象に、測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る。）のうち一定のものを追加する。

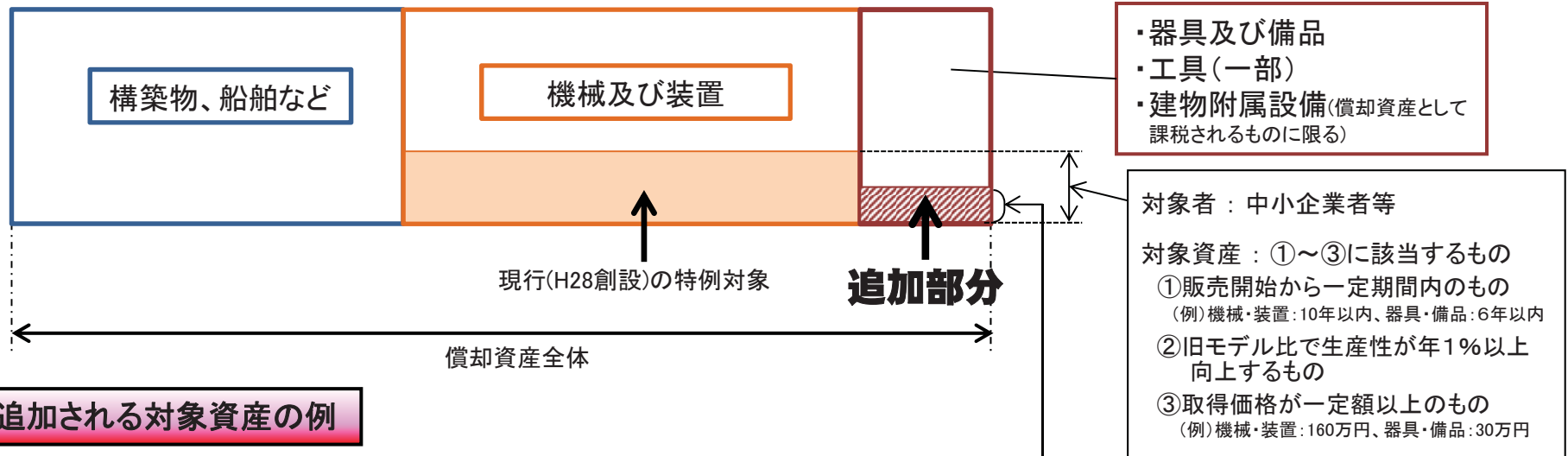
なお、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持する。

**適用期間
（追加分）**

取得が平成29年4月1日～平成31年3月31日

**減収規模
（追加分）**

34億円（初年度）、59億円（平年度）



追加される対象資産の例



高効率冷蔵陳列棚



介護支援ロボットスーツ



高効率空調

以下のとおり地域・業種を限定

- ・最低賃金が全国平均未満の地域：全ての業種を対象
- ・最低賃金が全国平均以上の地域：労働生産性が全国平均未満の業種のみを対象

地域・業種の限定(案)

- 特例対象に追加する工具、器具・備品等については、以下のとおり地域・業種を限定
- ・ 最低賃金が全国平均未満の地域：全ての業種を対象
 - ・ 最低賃金が全国平均以上の地域：労働生産性が全国平均(500万円)未満の業種のみを対象

＜各都道府県における対象業種数(日本標準産業分類の中分類95業種中)＞

※網掛けした都府県は最低賃金が全国平均(823円)以上

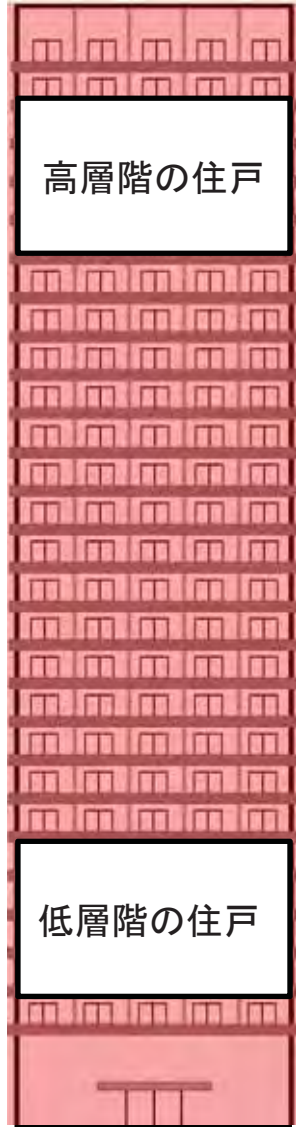
都道府県(最低賃金)	対象業種	
北海道(786円)	全業種	
青森県(716円)		
岩手県(716円)		
宮城県(748円)		
秋田県(716円)		
山形県(717円)		
福島県(726円)		
茨城県(771円)		
栃木県(775円)		
群馬県(759円)		
埼玉県(845円)		61業種(64%)
千葉県(842円)		58業種(61%)
東京都(932円)		26業種(27%)
神奈川県(930円)	48業種(51%)	
新潟県(753円)	全業種	
富山県(770円)		
石川県(757円)		
福井県(754円)		
山梨県(759円)		
長野県(770円)		
岐阜県(776円)		
静岡県(807円)		
愛知県(845円)		48業種(51%)
三重県(795円)		全業種

都道府県(最低賃金)	対象業種
滋賀県(788円)	全業種
京都府(831円)	65業種(68%)
大阪府(883円)	40業種(42%)
兵庫県(819円)	全業種
奈良県(762円)	
和歌山県(753円)	
鳥取県(715円)	
島根県(718円)	
岡山県(757円)	
広島県(793円)	
山口県(753円)	
徳島県(716円)	
香川県(742円)	
愛媛県(717円)	
高知県(715円)	
福岡県(765円)	
佐賀県(715円)	
長崎県(715円)	
熊本県(715円)	
大分県(715円)	
宮崎県(714円)	
鹿児島県(715円)	
沖縄県(714円)	

【出所】経産省作成資料を加工

居住用超高層建築物に係る課税の見直し(案)

【現行】



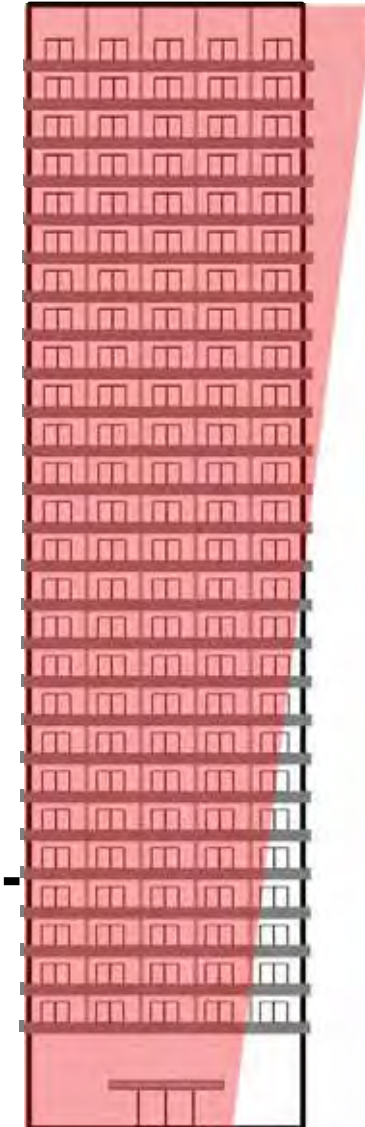
現行の税額計算方法

一棟評価し、一棟全体の固定資産税額を計算。
 その上で、各区分所有者の専有床面積によりあん分。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{各住戸の税額} \\ = \text{一棟税額} \times \frac{\text{各住戸の専有床面積}}{\text{専有床面積の合計}} \end{array} \right\}$$

高層階、低層階とも床面積が同じであれば税額は同じ。

【見直し後】



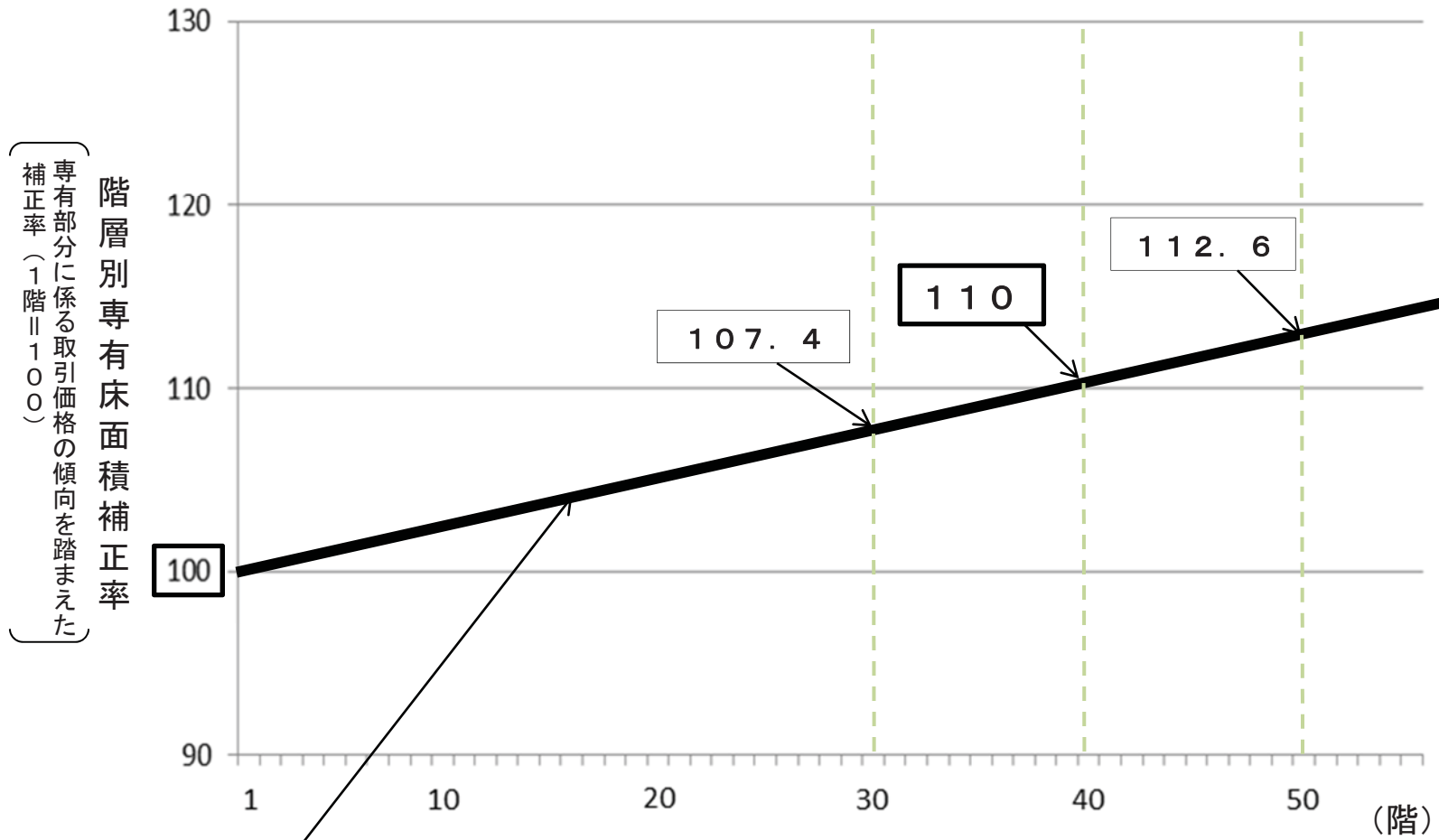
見直し案

実際の取引価格の傾向を踏まえたあん分方法とする。
 (一棟全体の固定資産税額の合計は変わらない。)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{各住戸の税額} \\ = \text{一棟税額} \times \frac{\text{各住戸の専有床面積} \times \text{階層別専有床面積補正率}}{\text{専有床面積(補正後)の合計}} \end{array} \right\}$$

※固定資産課税台帳に基づいて算定している不動産取得税にも反映

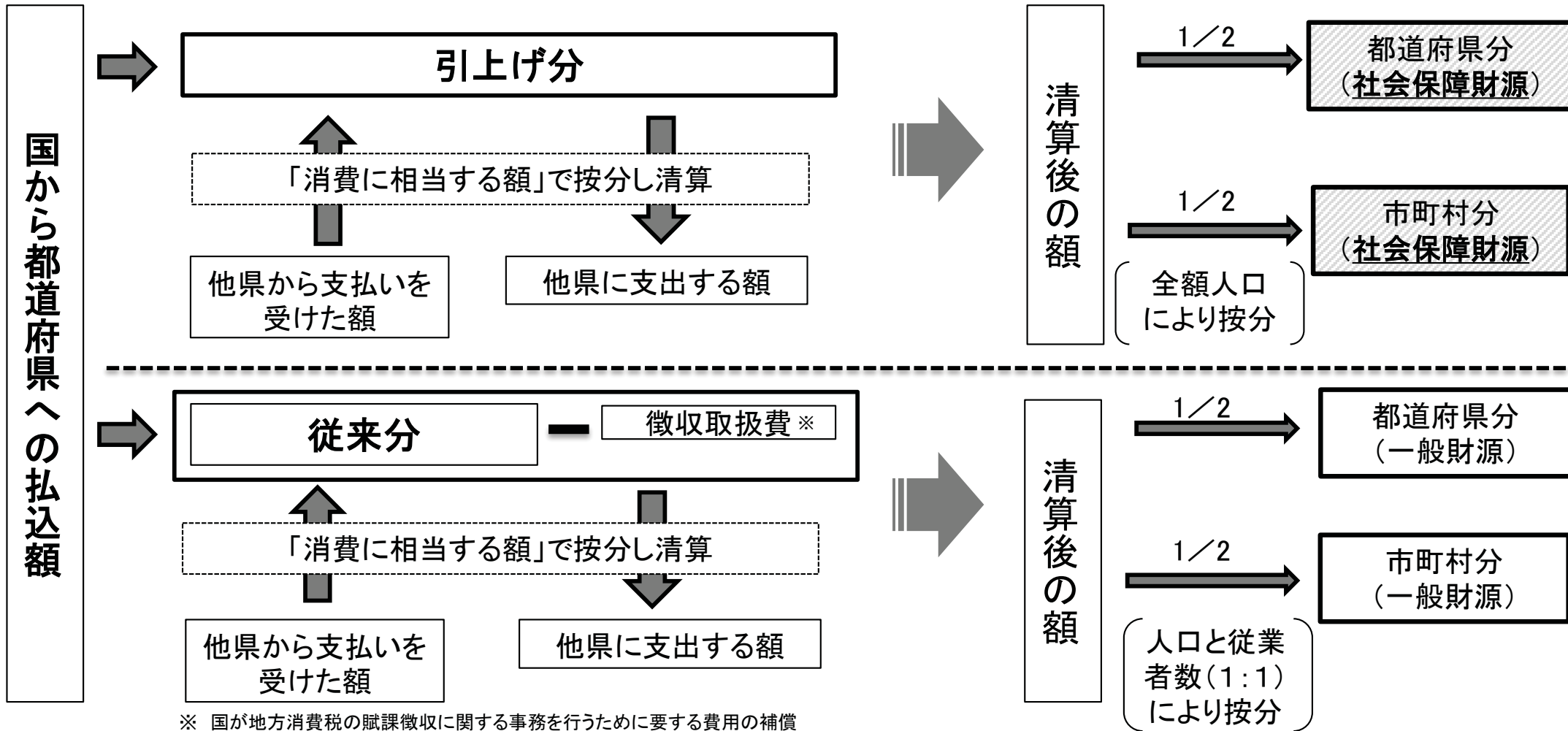
階層別専有床面積補正率



$$N \text{階の階層別専有床面積補正率} = 100 + 10/39 \times (N - 1)$$

地方消費稅

地方消費税の仕組み



「消費に相当する額」の算定に用いる指標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査（注））」の合算額	75% (15/20)
「人口（国勢調査）」	15% (3/20)
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	10% (2/20)

(注) 清算基準の趣旨を踏まえ、インターネット取引等により消費地ではなく供給地で計上されていると思われるもの等を除く。

地方消費税の清算基準の見直し（案）

〈見直し案〉

- 地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。
 - ① 平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外する。
 - ② 人口及び従業者数を用いる割合について、人口15%、従業者数10%から、人口17.5%、従業者数7.5%に変更する。

指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	<u>15%</u>
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	<u>10%</u>



《改正案》

ウェイト
75%
<u>17.5%</u>
<u>7.5%</u>

県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲（案）

税源移譲の経緯

- ・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）により、県費負担教職員の給与等の負担事務等が都道府県から指定都市へ移譲（平成29年4月1日施行）
- ・ 平成26年度税制改正大綱において、事務移譲にあわせて、個人住民税所得割の税率2%相当分を税源移譲することとされている。

権 限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ →	→

税率の変更と新税率適用開始の時期等

- 指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率について、道府県民税は2%（現行4%）、市民税は8%（現行6%）とする。
また、分離課税（退職所得の分離課税を除く。）に係る税率や税額控除の割合等も、原則として、この割合に合わせて改める。
- 新税率の適用開始時期は、指定都市の税務システムの改修（所得情報等の提供に係るシステム改修を含む。）や関係機関への周知に要する期間等を踏まえ、平成30年度分個人住民税からとする。
- 平成30年度分の個人住民税から税率が変更されるまでの経過措置として、地方税法上の交付金を創設し、平成29年度及び平成30年度（※）の収入となる個人住民税所得割のうち税率2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

（※）給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収されるもので、平成30年4月及び5月の給与等に係るもの

退職所得の分離課税に係る所得割の取扱い

- 退職所得の分離課税に係る所得割については、特別徴収義務者の事務負担を踏まえ、当分の間、税率変更をせず、地方税法上の交付金を創設し、退職所得に係る税率2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

災害に関する税制上の措置の常設化

災害に関する税制上の措置（固定資産税・都市計画税）（案）

○ 固定資産税・都市計画税について、以下の軽減措置を常設化する。

	現行	内 容
①被災代替家屋の特例	なし ※ 災害時に個別に措置	災害により滅失・損壊した家屋に代わるものとして市町村長が認めるものを取得等した場合、当該家屋に係る固定資産税・都市計画税を4年度分1/2とする。
②被災代替償却資産の特例	なし ※ 災害時に個別に措置	災害により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして市町村長が認めるものを取得等した場合、当該償却資産に係る固定資産税を4年度分1/2とする。
③被災住宅用地特例の拡充	本則2年	被災市街地復興推進地域について、被災住宅用地特例（固定資産税・都市計画税）の適用を4年度分に拡充する。

※ ①②については、被災者生活再建支援法の対象となる市町村に適用。

③については、災害を限らず適用。ただし、被災市街地復興推進地域については、2年度分を4年度分に拡充。

（被災市街地復興推進地域は、大規模な災害により相当数の建築物が滅失した場合に、土地区画整理事業等を実施することを目的に、市町村の都市計画で定めるもの。）

※ 上記のほか、所得税及び法人税において講じられる措置に対応し、個人住民税及び地方法人二税について所要の措置を講ずる。

その他

地方税犯則調査手続の見直し(案)

<現行>

地方税犯則調査手続については、地方税法上、税目ごとに国税犯則取締法の規定を準用。

※ 軽自動車税、都市計画税、法定外税等は、国税犯則取締法を準用していない。

【条文例(軽油引取税)】

第144条の54 軽油引取税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(…略…)を準用する。

第144条の57 (…略…)軽油引取税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

<見直し(案)>

国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、以下の措置を講ずる。

○ 経済活動のICT化・多様化等に対応し、基本的に国税犯則調査手続の見直しと同様の規定の整備を図る。

(電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法、強制調査の夜間執行制限の緩和 など)

○ 全ての税目を犯則調査手続の対象とする。

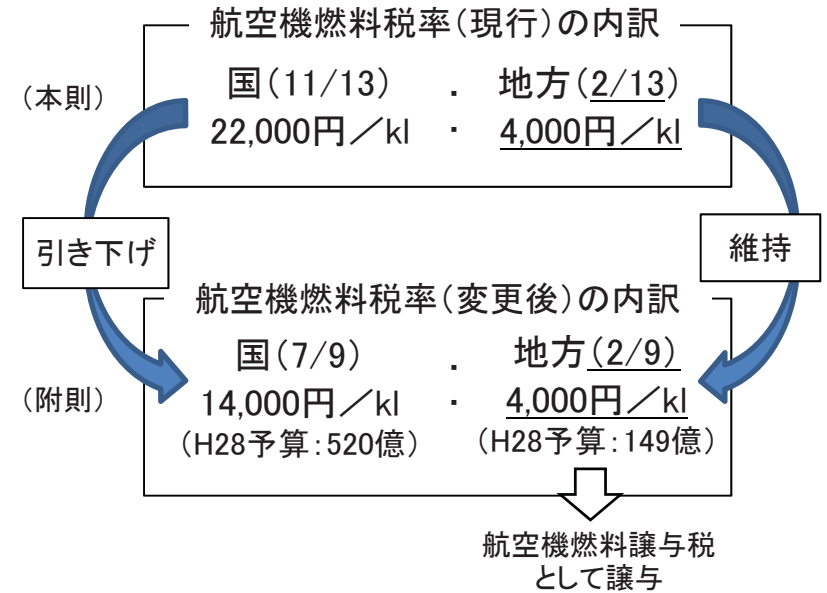
※ 通告処分の対象範囲は、基本的に現行どおりとし、その他所要の規定の整備を図る。

航空機燃料譲与税の譲与割合引上げの延長（案）

特例の概要（現行）

（航空機燃料譲与税法附則第2項）

- 平成23年度税制改正において、国内航空会社の国際競争力強化の観点から、航空機燃料税（国税）につき3年間の時限的な引下げ措置（26,000円/kℓ → 18,000円/kℓ）を講じるとともに、地方団体に減収が生じないように、航空機燃料譲与税の譲与割合について、同様に3年間の時限措置として引上げ（2/13→2/9）。
- 平成26年度税制改正においてはその適用期限を平成28年度まで3年間延長。



（参考）航空機燃料譲与税

- 空港所在市町村（125団体）譲与額の4/5
- 空港所在都道府県（37団体）譲与額の1/5

（着陸料収入割1/2、騒音世帯割1/2で譲与）

改正案

- 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の2/13に相当する額とされていることから、航空機燃料税の税率の特例措置の延長に合わせ、譲与税総額が従前と同水準となるよう譲与割合の引上げを3年間延長（平成29年～31年）する。